

県立学校等自動体外式除細動器賃貸借業務契約書（案）

品目及び数量	自動体外式除細動器	3台
契約金額	総額	金 円
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	金 円）
	月額賃借料	金 円
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	金 円）
	初回賃借料	金 円
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	金 円）

納入場所 別紙のとおり

県立学校等に配置する自動体外式除細動器（以下「機器」という。）の賃貸借業務について借受者 福島県を甲とし、貸付者 を乙として、次の条項に定めるところにより契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、別紙「県立学校等自動体外式除細動器賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、乙から機器を次条の期間借り受け、乙に第3条の賃借料を支払う。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（賃借料の支払い）

第3条 乙は、毎月の甲による機器の正常作動の履行確認後、甲に対し賃借料を請求するものとする。

2 甲は、乙の適法な請求書を受理した日から30日以内に、乙に対して賃借料を支払うものとする。

（遅延利息）

第4条 甲は、その責に帰すべき理由により賃借料の支払いを遅延した場合は、乙に対し、前条第2項の期間満了の翌日から支払の日までの日数に応じて、当該未払い代金に対して政府契約の支払防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）を支払うものとする。

（機器の引渡し）

第5条 乙は、仕様書に示す機器の調整を行い、使用可能な状態とした上で、仕様書に示す機器

の設置場所（以下「設置場所」という。）において、甲に引き渡すものとする。

（機器の輸送経費）

第6条 乙は、機器を設置場所に搬入、又は甲が乙に機器を返還するために要する輸送料及びその他一切の輸送諸経費を負担するものとする。

（機器の変更・改造）

第7条 甲は、機器の一部を変更し又は改造する必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

2 機器の変更又は改造によって契約内容を改定する必要がある場合は、変更契約を締結するものとする。

（契約不適合責任）

第8条 甲は、契約締結後、機器の運用及び操作に不能を生じ、仕様書に定める条件を満たすことができなくなったときは、修理、交換等の必要な措置を講ずべきことを請求できるものとし、乙は直ちに必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事由による甲の損害について、甲は乙にその損害の賠償を請求できるものとする。

（賃貸借物件の表示）

第9条 乙は、機器に乙の賃貸借物件であることの表示等を付することができる。

（機器の保管・使用）

第10条 甲は、機器をその本来の用法に反して使用し、又は甲の通常業務の範囲以外に使用しない。

2 甲は、機器の保管及び使用に当たり、その設置場所、使用時間、使用方法等について善良な管理者としての注意を払わなければならない。

3 甲は、機器自体又はその保管若しくは使用に起因して第三者に対し損害を与えたときは、一切の賠償責任を負うものとする。

（機器の保守）

第11条 乙は、甲から借り受ける機器が故障等の理由により使用不能となった旨通知があったときは、直ちに機器の補修を行わなければならない。

2 前項に規定する補修に必要な経費は、第3条に定める賃借料に含まれるものとする。

ただし、甲の責に帰すべき事由によりその必要が生じたときは、この限りでない。

3 機器の保守等に関する詳細については、別紙仕様書によるものとする。

（物件の点検）

第12条 乙又は乙の代理人は、機器の設置場所に立ち入り、機器の現状、運転・保管状況を点

検できるものとする。

(禁止行為等)

第13条 甲は、事前に乙の承諾なくして、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 第三者に対してこの契約に基づく権利を譲渡し又は機器を使用させること。
- (2) 機器に表示してある第9条の表示を取り外すこと。
- (3) 機器を設置場所から移動すること。ただし、天変地異等緊急時においてはこの限りではない。

2 甲は、機器を他に譲渡したり、担保権の設定等、乙の権利を侵害する行為をしない。

3 第三者が機器について権利を主張したり、保全処分や強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、機器が乙の所有物件であることを主張証明して、その侵害を防ぎ、直ちにその事情を乙に通知する。

(契約終了時の措置)

第14条 賃貸借契約満了時の機器の返還等については以下のとおりとする。

(1) 賃貸借期間が満了したときは、甲は機器を引き渡しの状態に復して乙に返還するものとする。

(2) 機器返還時に機器が損傷その他により常態と異なる場合には、甲は修理の費用を負担する。ただし、乙が認めた場合と通常の損耗は除くものとする。

2 賃貸借期間の満了後も甲が引き続き機器の借受けを希望する場合には、甲は賃貸借期間満了の3箇月前までに乙に申し出るものとし、その条件は、別途甲乙協議して定めるものとする。

(機器の滅失・損傷等)

第15条 機器の返還までに生じた物件の盗難、滅失、損傷等についての危険は、すべて甲が負担する。ただし、通常に生じうる損耗は除く。

2 機器が盗難にあい若しくは滅失し（所有権の侵害を含む。）、又は修理不能の損傷を受けた場合、甲は乙に対して規定損害金を遅滞なく支払うものとする。

ただし、乙が次条の保険金を受領したときは、その金額を限度として甲は規定損害金の支払を免れるものとする。

3 甲が、前項により規定損害金を支払ったときは、この契約は終了するものとし、乙は、現状の姿のまま機器の所有権を甲に移転し、又は第三者に対する乙の権利を譲渡する。

(保険契約)

第16条 乙は、機器について、乙を被保険者とする動産総合保険（水災、地震、電氣的機械的事故は不担保）を乙の選定する保険会社と締結し、賃貸借期間中これを継続する。

2 前項の保険料は乙が負担する。

3 機器に保険事故が発生したときは、甲は直ちにそのことを乙に通知するとともに保険金受取りに必要な書類を遅滞なく乙に交付するものとする。

(規定損害金)

第17条 第15条の規定損害金は、その損害の程度に応じ甲乙協議して定める額とする。

(秘密の保持)

第18条 乙は、本契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の解除)

第19条 甲は、次の各号の一つに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約条項に違反したとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間中に乙が業務の履行を継続できる見込みがないことが明らかに認められるとき。
- (3) 着手期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (4) 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと明らかに認められるとき。
- (5) 乙が本契約の解除を請求し、甲がその理由が正当であると認めるとき。
- (6) 乙が行政庁の処分を受けたとき。
- (7) 乙の従業員が不正又は違法な行為を行い、業務の遂行ができないと甲が認めるとき。
- (8) 乙が甲からの業務改善請求に対して、正当な理由がなく従わなかったとき。
- (9) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (10) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。

ただし、天変地異、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による損害賠償）

第21条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他、甲が特に認める場合はこの限りではない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(協議)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第23条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月 日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県教育委員会教育長 鈴木 竜次

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分(以下「個人情報取扱事務」という。)について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。